

議案第250号

大阪市立駐車場条例の一部を改正する条例案

大阪市立駐車場条例（昭和40年大阪市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「300円」を「400円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成25年9月10日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

市立駐車場の一時駐車料金の上限額を改定するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立駐車場条例 (抄)

(利用料金)

第6条 省 略

2 省 略

3 一時駐車料金の額は、駐車時間30分までごとに300円の範囲内において、指定管理者があら
400円

かじめ市長の承認を得て定める。一時駐車料金の額を変更しようとするときも同様とする。

4 - 8 省 略